



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*56 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則
(総合防災課)

○ 訓令

*43 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令
(総合防災課)

規 則

和歌山県規則第 56 号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 4 月 1 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、出納長」を削り、同条第 2 項中 「第 2 順位 危機管理監
第 3 順位 出納長 」

監」に改め、同条第 3 項中「知事公室長、審議監」を「知事室長」に、「危機管理局长、副出納長」を「
会計管理者、広報監、危機管理局长」に改める。

「知事室部

総務部

「環境生活部 企画部

救助保健部 環境生活部

第 4 条中「総合調整室」を「総合統制室」に、 商工労働部 を 福祉保健部 に改める。

農林水産部 商工観光労働部

県土整備部」 農林水産部

県土整備部

出納部 」

第 5 条の見出しを「 (総合統制室) 」に改め、同条第 1 項中「総合調整室」を「総合統制室」に改め、
「、班長、副班長」を削り、「班員」を「室員」に改め、同条中第 5 項及び第 6 項を削り、同条第 7 項中
「班員」を「室員」に、「当該班」を「当該室」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の次に次の 1 項を
加える。

6 室長は、必要に応じ指名した部の職員を当該室に属する事務の処理をさせることができる。

第 5 条第 8 項中「総合調整室」を「総合統制室」に改め、同項を同条第 7 項とする。

第 6 条第 1 項中「、副班長」を削り、「部長付」の次に「又は副班長」を加え、同条第 8 項中「別表第
1」を「別表第 2」に改め、同条に次の 1 項を加える。

9 部長は、当該部に属する事務の処理をする人員が不足するときは、総務部の部長に人員の派遣を要請
することができる。この場合において、総務部の部長は、派遣を要請した部 (以下「当該部」という。)
以外の部 (以下「他の部」という。) の部長と協議の上、他の部の職員に当該部に属する事務の処理を
させることができる。

第 7 条第 1 項中「決定事項」を「決定事項等」に、「総合調整室」を「総合統制室」に改め、同条第 2
項を次のように改める。

2 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもって充てる。この場合において、部
長は、幹事班 (警察部にあつては派遣班) の職員を 1 名以上指名するものとする。

知事室部
 総務部
 企画部
 環境生活部
 福祉保健部
 商工観光労働部
 農林水産部
 県土整備部
 出納部
 議会部
 教育部
 警察部

第 8 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 9 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

第 11 条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改める。

第 12 条第 3 項中「の規定に係わらず」を「までの規定にかかわらず」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室 名	室 長 副室長 室長付	事務分担者 (室員)	事 務 分 掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 (副室長) 広報監 危機管理局長 (室長付) 総合防災課長 消防保安課長 広報室長	総合防災課員 危機管理室員 消防保安課員 広報室員 室長が必要に 応じ指名した 部の職員	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関する こと。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取り まとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報 の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に関 すること。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。

- 9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。
- 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。
- 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。
- 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に関すること。
- 13 応援協定に基づく要請に関すること。
- 14 防災ボランティアの要請、受入及び活動調整に関すること。
- 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関すること。
- 16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に関すること。
- 17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。
- 18 火薬類、ガス施設、危険物等の災害応急対策に関すること。
- 19 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関すること。
- 20 報道機関との連絡調整に関すること。
- 21 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。
- 22 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に関すること。
- 23 災害及び復興の記録に関すること。
- 24 被災地の調査に関すること。
- 25 その他必要なこと。

別表第 4 を別表第 5 とし、別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 6 条関係)

和歌山県災害対策本部の編制及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	

知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 知事室次 長	(幹事班) 秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 政策審議室長	秘書課員 政策審議室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 本部長及び副本部長の秘書に 関すること。 4 各種陳情の応援及び被災地の 視察に関する こと。 5 その他必要な こと。
		国際班	(班長) 文化国際課長 (副班長) 文化国際課副 課長	文化国際課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関する こと。 2 海外からの災害支援等に係る 問い合わせ対応に関する こと。 3 外国人の被災者に関する災害 情報対応に関する こと。 4 その他必要な こと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理 局長 (部長付) 監察査察 監 参事	(幹事班) 総務班	(班長) 総務学事課長 (副班長) 監察査察室長 行政経営改革 室長	総務学事課員 監察査察室員 行政経営改革 室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 私立学校の被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策 に関する こと。 4 その他必要な こと。
		人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 職員厚生室長	人事課員 職員厚生室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関する こと。 2 職員の動員に関する こと。 3 職員の派遣要請に関する こと (災害対策基本法に基づくもの を除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関 する こと。 5 職員の安否状況調査に関する こと。 6 職員の救援に関する こと。 7 職員の公務災害補償に関する こと。

			<p>8 災害対応に係る職員互助会及び共済組合との連携に関する事 こと。</p> <p>9 長期従事職員に係る対応に関する事 すること。</p> <p>10 その他必要な事 こと。</p>	
	財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	<p>1 各班共通業務に関する事 こと。</p> <p>2 災害対策に係る予算措置に関する事 すること。</p> <p>3 その他必要な事 こと。</p>
	税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	<p>1 各班共通業務に関する事 こと。</p> <p>2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関する事 こと。</p> <p>3 県税関係システムの応急復旧対策に関する事 こと。</p> <p>4 その他必要な事 こと。</p>
	市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	<p>1 各班共通業務に関する事 こと。</p> <p>2 市町村行政の応援に関する事 こと。</p> <p>3 市町村応急復旧資金のあつせんに関する事 こと。</p> <p>4 その他必要な事 こと。</p>
	管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員 企画保全室員	<p>1 各班共通業務に関する事 こと。</p> <p>2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関する事 こと。</p> <p>3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関する事 こと。</p> <p>4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関する事 こと。</p> <p>5 自衛消防隊の活動状況の把握に関する事 こと。</p> <p>6 各総合庁舎の被害及び災害応</p>

					<p>急対策の情報収集に関すること。</p> <p>7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。</p> <p>8 その他必要なこと。</p>
企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 計画局長 人権局長 IT推進局長	(幹事班)	(班長) 企画総務課長 (副班長) コスモパーク加太対策室長 科学技術振興室長	企画総務課員 コスモパーク加太対策室員 科学技術振興室員	<p>1 各部幹事班共通業務に関すること。</p> <p>2 各班共通業務に関すること。</p> <p>3 その他必要なこと。</p>
		地域振興班	(班長) 地域振興課長 (副班長) 地域振興課副課長	地域振興課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 その他必要なこと。</p>
		総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 総合交通政策課副課長	総合交通政策課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関すること。</p> <p>3 その他必要なこと。</p>
		統計班	(班長) 統計課長 (副班長) 統計課副課長	統計課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 その他必要なこと。</p>
		人権班	(班長) 人権政策課長 (副班長) 人権施策推進	人権政策課員 人権施策推進課員	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 その他必要なこと。</p>

			課長		
		情報政策班	(班長) 情報政策課長 (副班長) 情報政策課副課長	情報政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 その他必要なこと。
		情報システム班	(班長) 情報システム課長 (副班長) 情報システム課副課長	情報システム課員	1 各班共通業務に関すること。 2 県汎用コンピュータシステムの応急復旧に関すること。 3 県行政用情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4 その他必要なこと。
環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 食の安全局長 共生推進局長	(幹事班) 環境生活総務班	(班長) 環境生活総務課長 (副班長) 自然環境室長	環境生活総務課員 自然環境室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 環境衛生研究センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 4 自然公園等施設の被害状況の把握に関すること。 5 その他必要なこと。
	(部長付) 参事 生活安全監	環境班	(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 廃棄物対策課長 環境管理課長	循環型社会推進課員 廃棄物対策課員 環境管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状況の情報収集に関すること。 3 廃棄物処理に係る応援に関すること。 4 「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく市町村からの応援要請に対する連絡体制に関すること。

			<p>5 災害時における大気・水質等環境対策に関すること。</p> <p>6 その他必要なこと。</p>
<p>食品安全 ・生活衛生班</p>	<p>(班長) 食品安全企画課長 (副班長) 生活衛生課長</p>	<p>食品安全企画課員 生活衛生課員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 飲料水の供給に関すること。</p> <p>3 食品衛生の確保に関すること。</p> <p>4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。</p> <p>5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。</p> <p>6 動物救護活動の支援に関すること。</p> <p>7 その他必要なこと。</p>
<p>県民生活班</p>	<p>(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民生活課副課長</p>	<p>県民生活課員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 生活必需品等の価格需給動向の調査に関すること。</p> <p>3 県民相談に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
<p>ボランティア活動班</p>	<p>(班長) NPO協働推進課長 (副班長) NPO協働推進課副課長</p>	<p>NPO協働推進課員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 ボランティア活動の総合調整窓口の設置に関すること。</p> <p>3 NPOサポートセンターの被害状況の把握に関すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
<p>青少年・男女共生班</p>	<p>(班長) 青少年課長 (副班長) 男女共生社会推進課長</p>	<p>青少年課員 男女共生社会推進課員</p>	<p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 青少年活動センター及び各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。</p> <p>3 旧生石高原の家の被害状況調</p>

					<p>査に関する事。</p> <p>4 旧青少年海洋訓練所の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>5 男女共生社会推進センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>6 その他必要な事。</p>
福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監 福祉保健政策局長 健康局長	(幹事班) 福祉保健総務班	(班長) 福祉保健総務課長 (副班長) 福祉保健総務課副課長	福祉保健総務課員	<p>1 各部幹事班共通業務に関する事。</p> <p>2 各班共通業務に関する事。</p> <p>3 災害救助法に関する事。</p> <p>4 被災者生活再建支援制度等に関する事。</p> <p>5 食糧・生活必需品の確保に関する事。</p> <p>6 その他必要な事。</p>
		物資輸送班	(班長) 健康づくり推進課長 (副班長) 健康づくり推進課副課長	健康づくり推進課員	<p>1 各班共通業務に関する事。</p> <p>2 災害救助物資の輸送に関する事。</p> <p>3 その他必要な事。</p>
		子ども支援班	(班長) 子ども未来課長 (副班長) 子ども未来課副課長	子ども未来課員	<p>1 各班共通業務に関する事。</p> <p>2 児童福祉施設入所児童等の保護に関する事。</p> <p>3 母子保健関連情報の提供に関する事。</p> <p>4 被災母子家庭相談・支援に関する事。</p> <p>5 保育所被害状況等の調査に関する事。</p> <p>6 その他必要な事。</p>

高齢者支援班	(班長) 長寿社会推進課長 (副班長) 介護予防推進室長	長寿社会推進課員 介護予防推進室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 高齢者に係る被災状況の情報収集に関すること。 3 高齢者に係る被災状況の報告に関すること。 4 老人福祉施設等との連絡に関すること。 5 高齢者の支援要請及び救援依頼に関すること。 6 その他必要なこと。
障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) 障害福祉課副課長	障害福祉課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情報収集に関すること。 4 こころのケア・サポートに関すること。 5 その他必要なこと。
医務班	(班長) 医務課長 (副班長) 医務課副課長	医務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 災害防疫の総括に関すること。 3 防疫活動に必要な情報等の収集に関すること。 4 医療救護及び助産に関すること。 5 医療機関との連絡に関すること。 6 保健師活動に関すること。 7 その他必要なこと。
難病患者支援・防疫班	(班長) 健康対策課長 (副班長)	健康対策課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。

			健康対策課副課長		<ol style="list-style-type: none"> 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品の整備及び補給に関すること。 3 毒劇物による事故防止に関すること。 4 その他必要なこと。
商工観光労働部	(部長) 商工観光労働部長 (副部長) 商工政策局長 企業立地局長 観光局長 労働政策局長	(幹事班)	(班長) 商工観光労働総務課長 (副班長) 償還指導室長 産業支援課長 商工振興課長	商工観光労働総務課員 償還指導室員 産業支援課員 商工振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 経済関係被害状況等の調査情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 中小企業者災害復旧関連融資対策に関すること。 5 中小企業者災害復旧高度化融資対策に関すること。 6 小規模企業者等設備導入資金助成法の資金の償還免除対策に関すること。 7 工場、事業所等の被害調査に関すること。 8 その他必要なこと。
		企業立地班	(班長) 企業立地課長 (副班長) 企業立地課副課長	企業立地課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 その他必要なこと。
		公営企業	(班長)	公営企業課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。

		班	公営企業課長 (副班長) 公営企業課副 課長		<ol style="list-style-type: none"> 2 公営企業関係施設 (工業用水道) の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設 (土地) の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。
		労働班	(班長) 労働企画課長 (副班長) 雇用推進課長	労働企画課員 雇用推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 和歌山労働局との連絡調整に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長	観光振興課員 観光交流課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班)	(班長) 農林水産総務課長 (副班長) 食品流通課長 新ふるさと推進課長	農林水産総務課員 食品流通課員 新ふるさと推進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農村農地整備班	(班長) 農村計画課長 (副班長) 農地整備課長	農村計画課員 農地整備課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対

			<p>策に関する事。</p> <p>4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関する事。</p> <p>5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関する事。</p> <p>6 その他必要な事。</p>
果樹園芸班	<p>(班長)</p> <p>果樹園芸課長</p> <p>(副班長)</p> <p>エコ農業推進室長</p>	<p>果樹園芸課員</p> <p>エコ農業推進室員</p>	<p>1 各班共通業務に関する事。</p> <p>2 災害救助に必要な食糧の確保に関する事。</p> <p>3 主要食糧、そ菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関する事。</p> <p>4 災害応急対策用種子の確保に関する事。</p> <p>5 その他必要な事。</p>
畜産班	<p>(班長)</p> <p>畜産課長</p> <p>(副班長)</p> <p>畜産課副課長</p>	<p>畜産課員</p>	<p>1 各班共通業務に関する事。</p> <p>2 家畜等被害調査・応急対策に関する事。</p> <p>3 家畜及び家きんの防疫に関する事。</p> <p>4 家畜飼料の確保対策に関する事。</p> <p>5 その他必要な事。</p>
経営支援班	<p>(班長)</p> <p>経営支援課長</p> <p>(副班長)</p> <p>経営支援課副課長</p>	<p>経営支援課員</p>	<p>1 各班共通業務に関する事。</p> <p>2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事。</p> <p>3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p> <p>4 災害に伴う農業共済に関する事。</p> <p>5 その他必要な事。</p>

		林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長 山村振興課長	林業振興課員 森林整備課員 山村振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関する事。 2 林道の被害調査に関する事。 3 原木市場、製材工場等の被害調査に関する事。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関する事。 5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事。 6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 7 県立植物公園及び県立森林公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。 8 林産物(民有林の森林)の被害調査に関する事。 9 林産物搬出施設等の被害調査に関する事。 10 特用林産物の被害調査に関する事。 11 その他必要な事。
		水産振興班	(班長) 水産振興課長 (副班長) 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関する事。 2 養殖魚貝類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に関する事。 4 被災漁業者等に対する融資に関する事。 5 その他必要な事。
県土整備部	(部長)	(幹事班)	(班長)	県土整備総務	1 各部幹事班共通業務に関する

県土整備 部長 (副部長) 技監 県土整備 政策局長 道路局長 河川・下 水道局長 都市住宅 局長 港湾空港 振興局長	県土整備 総務班	県土整備総務 課長 (副班長) 技術調査課長 事業進行課長	課員 技術調査課員 事業進行課員	こと。 2 各班共通業務に関する事 3 土木関係被害状況の調査、情 報収集及び災害応急対策の取り まとめに関する事 4 災害応急復旧工事等に必要 な建設機械及び資材の調達及び建 設業者の確保に関する事 5 その他必要な事
	道路班	(班長) 道路保全課長 (副班長) 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進 室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進 室員	1 各班共通業務に関する事 2 県管理の道路、橋梁等の被害 調査及び災害応急対策に関する こと。 3 和歌山県道路公社管理の有料 道路の被害調査及び被害応急対 策に関する事 4 国(直轄)、西日本高速道路 株式会社等が管理するその他の 道路の情報収集に関する事 5 緊急輸送道路の確保に関する こと。 6 その他必要な事
	河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関する事 2 河川の被害調査及び災害応急 対策に関する事 3 七川ダム、二川ダム、椿山ダ ム及び広川治水ダム関係の被害 調査及び災害応急対策に関する こと。 4 水防業務に関する事 5 その他必要な事
	砂防班	(班長) 砂防課長	砂防課員	1 各班共通業務に関する事 2 斜面崩壊状況調査及び砂防関

		(副班長) 砂防課副課長		<p>係施設被害状況調査に関するこ と。</p> <p>3 情報基盤整備機器の点検に関 すること。</p> <p>4 その他必要なこと。</p>
	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 生活排水課長	下水道課員 生活排水課員	<p>1 各班共通業務に関するこ と。</p> <p>2 下水道等施設災害応急対策に 関すること。</p> <p>3 その他必要なこと。</p>
	住宅環境 班	(班長) 住宅環境課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長 企画保全室長	住宅環境課員 都市政策課員 公共建築課員 企画保全室員	<p>1 各班共通業務に関するこ と。</p> <p>2 滅失・損壊した建築物の統計 及び報告に関するこ と。</p> <p>3 応急仮設住宅建設等に関する こ と。</p> <p>4 県営住宅の復旧に関するこ と。</p> <p>5 被災者入居用の公営住宅の空 き家状況調査及び提供に関する こ と。</p> <p>6 市町村営住宅の被害状況調査 ・報告に関するこ と。</p> <p>7 都市公園の被害調査及び被害 応急対策に関するこ と。</p> <p>8 被災者の住宅支援に関するこ と。</p> <p>9 被災建築物の応急危険度判定 に関するこ と。</p> <p>10 被災宅地の危険度判定に関す るこ と。</p> <p>11 工事中の県有建築物等の被災 状況調査・応急処置に関するこ と。</p> <p>12 その他必要なこと。</p>

		港湾空港 班	(班長) 管理整備課長 (副班長) 振興課長	管理整備課員 振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 港湾・海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3 港湾における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。 5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 6 その他必要なこと。
		漁港班	(班長) 漁港課長 (副班長) 漁港課副課長	漁港課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 漁港・海岸施設の被害状況調査に関すること。 3 漁港・海岸施設の応急復旧状況調査に関すること。 4 緊急輸送関係の情報収集に関すること。 5 その他必要なこと。
出納部	(部長) 会計管理者 (副部長) 出納局長	(幹事班) 出納班	(班長) 出納室長 (副班長) 出納室副室長	出納室員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 災害時の出納事務に関すること。 4 財務会計オンラインシステム被災状況収集及び応急対策に関すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること。 6 その他必要なこと。
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長	総務事務集中 課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 災害応急対策用物品の購入及び燃料の緊急調達に関するこ

			(副班長) 総務事務集中 課副課長		と。 3 その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務局 局長 (副部長) 議会事務局 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 議員との連絡に関すること。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 その他必要なこと。
		調査班	(班長) 調査課長 (副班長) 調査課副課長	調査課員	1 各班共通業務に関すること。 2 議員の調査活動に関するこ と。 3 その他必要なこと。
教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 健康体育課長 (副班長) 総務課長 総務課施設整 備室長 給与課長 福利課長	健康体育課員 総務課員 総務課施設整 備室員 給与課員 福利課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査 及び情報収集の総括に関するこ と。 4 学校給食物資の管理及び配分 に関すること。 5 児童生徒の保健管理に関する こと。 6 市町村教育委員会との連絡及 び指導に関すること。 7 職員(学校職員を除く。)の 動員及び派遣に関すること。 8 国・他府県応援職員の受付・ 職員割当及び移動手段・宿舍確

				<p>保に関すること。</p> <p>9 広報に関すること。</p> <p>10 学校施設等の災害応急対策に関すること。</p> <p>11 職員（学校職員を除く。）の被災状況調査及び救援に関すること。</p> <p>12 救援物資の受付及び配布に関すること。</p> <p>13 教職員住宅の調査に関すること。</p> <p>14 関係宿泊施設等の被害状況等の調査に関すること。</p> <p>15 被災教職員の住宅確保に関すること。</p> <p>16 その他必要なこと。</p>
<p>県立学校 班</p>	<p>(班長) 県立学校課長 (副班長) 県立学校課副 課長</p>	<p>県立学校課員</p>	<p>県立学校に係る次の事項</p> <p>1 各班共通業務に関すること。</p> <p>2 臨時の授業その他学校運営に関すること。</p> <p>3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。</p> <p>4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。</p> <p>5 学校職員の動員及び派遣に関すること。</p> <p>6 生徒等及び学校職員の被災状況調査及び救援に関すること。</p> <p>7 カウンセラーの派遣に関すること。</p> <p>8 生徒等の転入学及び区域外就学に関すること。</p> <p>9 県立学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。</p> <p>10 その他必要なこと。</p>	

小中学校 班	(班長) 小中学校課長 (副班長) 小中学校課市 町村支援室長 小中学校課副 課長	小中学校課員 小中学校課市 町村支援室員	小中学校に係る次の事項 1 各班共通業務に関する事 2 臨時の授業その他学校運 3 教科書、学用品及び救援物 4 ボランティアの派遣、編成 5 学校職員の動員及び派遣に 6 児童生徒及び学校職員の被 7 カウンセラーの派遣に関 8 児童生徒の転入学及び区域 9 公立小中学校への避難所設 10 その他必要なこと。
スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関する事 2 社会体育施設の被害状況等 3 その他必要なこと。
生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関する事 2 PTA、女性団体等へのボラ 3 県立図書館の被害状況等の 調査及び災害応急対策に関

					4 その他必要なこと。
		文化遺産班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外 1 名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長 運転免許課長	会計課員 警務課員 生活安全企画課員 捜査第一課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部通信庶務課員	1 災害警備本部の総括に関すること。 2 会議の招集・運営に関すること。 3 各班及び派遣要員の連絡調整に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関すること。 6 防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に関すること。 8 交通部指揮所との連絡調整に関すること。 9 各班に属さない任務に関すること。
		派遣班	(班長) 警備管理官 警務企画室長 監察管理官 健康管理対策室長 地域安全管理	運転免許課員 公安課員 警備課員 地域指導課員 少年課員 生活環境課員 捜査第二課員	1 県災害対策本部における連絡調整に関すること。 2 派遣先警察署災害警備本部の支援等に関すること。 3 その他必要なこと。

		官 地域指導官 捜査第二課捜 査管理官 組織犯罪対策 課捜査管理官 交通安全対策 室長	組織犯罪対策 課員 交通企画課員 交通指導課員	
実施班	(班長) 災害対策室長		公安課員 警備課員	1 警備要員の招集及び部隊の編成に関すること。 2 一般部隊の運用に関すること。 3 警衛・警護に関すること。 4 その他必要なこと。
被害情報班	(班長) 公安課長		公安課員	1 被害調査及び情報収集に関すること。 2 その他必要なこと。
広報班	(班長) 広報室長		総務課員	1 広報・報道に関すること。 2 その他必要なこと。
装備班	(班長) 警務課長		警務課員	1 車両・装備資機材の調達、管理及び運用に関すること。 2 給油に関すること。 3 けん銃等の保管管理に関すること。 4 その他必要なこと。
受援連絡班	(班長) 教養課長		警務課員 教養課員	1 受援隊の運用に関すること。 2 その他必要なこと。
情報管理班	(班長) 情報管理課長		情報管理課員	1 災害警備本部の情報処理事務の支援に関すること。 2 その他必要なこと。

警察相談班	(班長) 警察相談課長 通訳センター長	教養課員 警察相談課員 生活安全企画課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災・安否照会等の相談に関するすること。 2 外国人相談コーナー及び外国人罹災相談に関するすること。 3 通訳人の確保に関するすること。 4 行方不明者相談所の開設に関するすること。 5 その他必要なこと。
監察班	(班長) 監察課長	監察課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の賞罰に関するすること。 2 訴務に関するすること。 3 その他必要なこと。
留置管理班	(班長) 留置管理課長	留置管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被留置者の処遇に関すること。 2 その他必要なこと。
補給班	(班長) 会計課長	会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 警察施設の被害調査及び防護に関するすること。 2 遺失物等の取扱いに関すること。 3 補給隊及び庁舎防護隊の運用に関するすること。 4 その他必要なこと。
救護班	(班長) 厚生課長	厚生課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員及び家族の被害調査に関するすること。 2 警備部隊員の救護に関すること。 3 その他必要なこと。
生活安全班	(班長) 生活安全企画課長	生活安全企画課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備業協会の受入れに関すること。 2 行方不明者の手配及びその事務に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> 3 悪質犯罪の取締り及び防犯広報に関すること。 4 被災許可銃砲等の指導及び措置に関すること。 5 その他必要なこと。
地域安全 活動班	(班長) 地域指導課長	地域指導課員 少年課員 生活環境課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域安全対策に関すること。 2 犯罪の予防に関すること。 3 その他必要なこと。
通信指令 班	(班長) 通信指令室長	通信指令室員	<ul style="list-style-type: none"> 1 通信統制に関すること。 2 通信機器の運用に関すること。 3 その他必要なこと。
地域執行 班	(班長) 地域執行課長	地域執行課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 航空隊、水上隊及び鉄道警察隊の運用に関すること。 2 その他必要なこと。
検視班	(班長) 捜査第一課長	捜査第一課員 鑑識課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 検視部隊の編成及び運用に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 3 その他必要なこと。
遺族対策 班	(班長) 鑑識課長	捜査第二課員 組織犯罪対策 課員 鑑識課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 身元確認及び引渡に関すること。 2 遺族の接遇に関すること。 3 その他必要なこと。
捜査班	(班長) 組織犯罪対策 課長	捜査第一課員 捜査第二課員 組織犯罪対策 課員 鑑識課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 犯罪捜査に関すること。 2 その他必要なこと。

		交通総括班	(班長) 交通企画課長	交通企画課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通部指揮所の総括に関する こと。 2 県災害警備本部への報告・連絡に関する こと。 3 交通規則の広報に関する こと。 4 交通関係機関等との連絡調整 に関する こと。 5 その他必要な こと。
		交通規制 交通対策 班	(班長) 交通規制課長 交通管制センター長	交通規制課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通状況の情報収集に関する こと。 2 交通規制及び緊急交通路の確保等 に関する こと。 3 広域交通管制に関する こと。 4 その他必要な こと。
		交通部隊 運用班	(班長) 交通指導課長	交通指導課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通隊及び高速対策隊の運用 に関する こと。 2 その他必要な こと。
		機動通信 班	(班長) 近畿管区警察局和歌山県情報通信部 機動通信課長 通信庶務課長補佐 通信施設課長補佐	近畿管区警察局和歌山県情報通信部 通信庶務課員 機動通信課員 通信施設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保及び通信機器の維持管理 に関する こと。 2 その他必要な こと。
監査委員部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長)	監査委員 班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 その他必要な こと。

	監査委員 事務局第 一課長				
人事委員会 部	(部長) 人事委員 会事務局 長 (副部長) 人事委員 会事務局 総務課長	人事委員 班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員会 部	(部長) 労働委員 会事務局 長 (副部長) 労働委員 会事務局 総務課長	労働委員 班	(班長) 総務課長 (副班長) 審査調整課長	総務課員 審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

備考

- 1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
 - (2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
 - (3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。
 - (4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。
 - (5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。
- 2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。
 - (2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。
 - (3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。
 - (4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
 - (5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第43号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領 (昭和36年和歌山県訓令第18

号)の一部を次のように改正する。

第2項を次のように改める。

2 危機管理監の任務

危機管理監は、気象情報等に留意し、災害の発生が予想される場合は、知事の指揮を受け、職員の警戒体制 (以下「警戒体制」という。)及び職員の配備体制 (以下「配備体制」という。)を発令する。

第3項中「3 職員の警戒及び配備体制」を「3 警戒体制及び配備体制等」に改め、同項第1号中「職員の警戒及び配備体制発令の基準」を「危機管理局による情報収集体制を敷き、並びに警戒体制及び配備体制を発令する基準は、次のとおりとする。」に改め、同号の表警戒体制1号の項の前に次のように加える。

危機管理局による情報収集体制	① 東海地震注意情報が発表されたとき。 ② 地震が発生し、県外で震度6弱以上を記録したとき。	① 波浪警報など、警戒体制及び配備体制各号の発令基準に該当しない警報が発表されたとき。
----------------	---	---

第3項第1号の表警戒体制2号の項地震・津波の欄中②を削り、③を②とし、同表配備体制1号の項地震・津波欄中①を②とし、②の前に次のように加える。

① 東海地震の警戒宣言が発令されたとき。

第3項第2号を次のように改める。

(2) 警戒体制及び配備体制の本庁の担当課室は、次のとおりとする。

体制の種類	担当課室名 (地震・津波)	担当課室名 (風水害等)
警戒体制	1号	広報室・危機管理室・総合防災課・消防保安課・公営企業課・農村計画課・農地整備課・県土整備総務課・道路保全課・道路建設課・河川課・砂防課・管理整備課・漁港課
	2号	上記 (警戒体制1号) 各課室を含め福祉保健総務課・資源管理課
配備体制	1号	上記 (警戒体制2号) 各課室を含め秘書課・総務学事課・管財課・企画総務課・環境生活総務課・医務課・健康対策課・商工観光労働総務課・農林水産総務課
	2号	上記 (配備体制1号) 各課室を含め人事課・財政課・市町村課・情報システム課・食品安全企画課・子ども未来課・長寿社会推進課・障害福祉課・健康づくり推進課・薬務課・食品流通課・新ふるさと推進課・果樹園芸課・エコ農業推進室・畜産課・経営支援課・林業振興課・森林整備課・山村振興課・水産振興課・技術調査課・事業進行課・道路政策課・高速道路推進室・生活排水課・下水道課・都市政策課・住宅環境課・公共建築課・企画保全室・振興課・出納室・総務事務集中課
<p>【災害対策連絡室編成課室名】 (室長：危機管理監、副室長：危機管理局长) 秘書課・広報室・総務学事課・人事課・財政課・管財課・危機管理室・総合防災課・消防保安課・企画総務課・環境生活総務課・福祉保健総務課・商工観光労働総務課・農林水産総務課・農村計画課・農地整備課・県土整備総務課・河川課・砂防課・管理整備課・漁港課・総務事務集中課</p>		

第3項第4号中「関係課室及び地方機関」を「担当課室」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 職員は、常に防災について留意し、休日及び勤務時間外においても警戒体制又は配備体制が発令されたと

きは、直ちに登庁しなければならない。また、県内における災害の発生を知ったときは、臨機の処置（連絡又は登庁）をとらなければならない。

第4項第1号中「配備2号体制の指令発令」を「配備体制2号の発令」に改め、同項第2号中「副長」を「副室長」に改め、同項第4号中「広報室」の次に「総務学事課」を加え、「総務事務集中課」を削り、「農地整備課」を「企画総務課、環境生活総務課、福祉保健総務課、商工観光労働総務課、農林水産総務課」に、「漁港課」を「農地整備課、県土整備総務課」に改め、「管理整備課」を削り、「各部主管課」を「管理整備課、漁港課及び総務事務集中

課」に、「人事」を「人員」に改め、同項第5号中 「電話物品

に関すること。 管財課 を「電話
調達に関すること。 総務事務集中課」

話に関すること。 管財課 」に、

「土砂災害情報に関すること。 砂防課」を 「土砂物品

災害情報に関すること。 砂防課 に改め
調達に関すること。 総務事務集中課」

る。

第5項第1号を削り、同項第2号中「警戒体制」を「警戒体制」に、「指令発令」を「発令」に、「相互に密接に連絡を保ち」を「本要領に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。